

ケアプランデータ連携システム導入支援業務委託仕様書

この仕様書は、砺波地方介護保険組合（以下、「委託者」という。）と受託者の間で締結するケアプランデータ連携システム導入支援業務（以下、「本業務」という。）に係る概要を示すものである。

1 業 務 名 ケアプランデータ連携システム導入支援業務

2 目 的

公益社団法人国民健康保険中央会が運営するケアプランデータ連携システム（以下「連携システム」という。）の導入及び活用を促進するため、砺波地方介護保険組合管内（砺波市、小矢部市、南砺市）の介護サービス事業所における、連携システム導入から活用までの業務コンサルタントを実施し、介護現場の生産性向上を図る。

3 委託期間 契約締結日から令和 9 年 2 月 12 日まで

4 履行場所 砺波地方介護保険組合（砺波市栄町 7 番 3 号）ほか

5 対象事業所

砺波地方介護保険組合管内（砺波市・小矢部市・南砺市）の以下の介護サービス事業所を対象とする。

「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（ケアプランデータ連携標準仕様）の対象となる介護サービス事業所

《見込み数》	連携システム導入済み	75 事業所
	未導入	75 事業所
	計	150 事業所

6 業務内容

受託者は、委託者と協議の上、次に記載する業務及びそれらに付随する業務を行うものとする。

(1) 連携システム導入・活用支援

事業所等に直接的に介入し、連携システム導入の完了まで支援を行うこと。

また、連携システム導入にあたっては、必要に応じて連携システムを活用した業務運用フローの見直し等も支援すること。

- ・事業所等のパソコンやタブレットの連携システム対応状況確認
- ・介護ソフト設定確認
- ・電子証明書のインストール
- ・連携システムのインストール及びセットアップ
- ・連携システムの使用方法の個別レクチャー

なお、これらの方法は対面・非対面のどちらでも可能とし、システム導入支援に必要な資料等は受託者が用意すること。

(2) 連携システム導入・活用に係るサポートデスクの設置及び運用

事業所等が連携システムを導入・活用する際に相談や問い合わせを行うことが可能なサポート体制を整備すること。

なお、サポートデスクの利用対象には、連携システム導入済み事業所へのフォローアップも含むものとする。

(3) 成果資料の作成

事業内容・成果をとりまとめ、委託者のホームページに公表するための資料を作成すること。

7 成 果 品

本業務において納品する成果品は以下のとおりとする。

- (1) 提出先 砺波地方介護保険組合業務課
- (2) 業務報告書及び成果資料 各1部
- (3) (2) の電子データ

8 そ の 他

- (1) 受託者は、委託業務の全部又はその一部を第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、委託者にあらかじめ書面により報告し、承認を得ること。

- (2) 受託者は、本業務におけるすべての成果品や知り得た情報等を、委託者の許可なく他に公表してはならない。

- (3) 本業務により導入された成果品の所有権は、委託者に帰属するものとする。

なお、成果品にソフトウェアが含まれる場合、当該ソフトウェアの著作権その他の知的財産権は、受託者またはそのサプライヤーに帰属する。

- (4) 委託者は、成果品が種類または品質に関してこの契約の内容に適さないもの（以下「契約不適合」という。）があることが判明した場合、受託者に対して、成果品の修補等履行の追完を求めることができる。

業務の内容に契約不適合があった場合は、委託者と協議の上、受託者は無償で是正措置を講じること。

- (5) 本業務の実施にあたり、貸与する資料等については、受託者へ無償で貸与するが、業務完了後は速やかに返却すること。

なお、万一資料等に損害を与えた場合は、受託者が責任をもって修復を行うこと。

- (6) この仕様書に定めのない事項について疑義のある場合は、双方協議の上、処理するものとする。